



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2021年8月改訂版

医療安全管理対策の 基礎知識 (医科・歯科共用)

全国保険医団体連合会発行 A4判 279ページ
会員価格 2,000円 (定価 2,500円) ※税・送料込み

2020年4月実施、診療用放射線に係る安全管理や 新型コロナ感染症の院内感染対策についても掲載!!

- 厚労省通知の一部改正や立入検査要綱の改定の内容を反映し、すべてのページにおいて文言等の見直しを実施し、より分かりやすく編集。
- 診療用放射線に係る安全管理における指針案や新型コロナウイルス感染症に対応した院内感染対策、医療ガスの安全管理についても追加掲載しました。
- 医療安全管理に関する概要や留意点のみならず、指針などの見本書式やチェックリストなどの見本様式、Q&Aなども数多く掲載しています。

■主な内容■

- 第1節 医療安全管理
- 第2節 院内感染対策
- 第3節 医薬品の安全管理
- 第4節 医療機器の安全管理
- 第5節 検体検査の精度確保及び業務委託
- 第6節 医療ガスの安全管理
- 第7節 診療用放射線に係る安全管理
- 第8節 医療安全管理対策自主点検チェック表
- 第9節 医療安全管理に関するQ&A
- 第10節 院内巡視チェック表(例示)
- 第11節 医療事故調査制度の概要と留意点
- 第12節 根拠法令
- 第13節 保団連「ヒヤリ・ハット調査」結果の概要
- 第14節 医療事故発生状況の概要と
医療安全情報 など

連絡先：一般社団法人 茨城県保険医協会

〒300-0038 茨城県土浦市大町 12-31

TEL029(823)7930

FAX029(822)1341

E-mail:info@ibaho.jp

注文書

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 _____ 担当者名 _____ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 _____) _____

連絡先 TEL _____ FAX _____

注文数 (_____ 冊) × 価格 (2,000円(会員価格) or 2,500円(定価)) = 合計(_____)円

代金支払方法 座振替・代引き ※いずれかに○をつけてください(口座振替は会員のみ利用可)。
※代引きは、代引き手数料として330円いただきます。

新型コロナウイルス感染症に対する感染管理

改訂2021年8月6日

国立感染症研究所

国立国際医療研究センター国際感染症センター

この文書は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が疑われる場合の感染予防策について、医療関係者及び保健所が参照することを想定し作成した。

今後、疫学的所見や病原体に関する新たな知見の蓄積に伴い、この内容は適宜更新される。

1 医療関係者の感染予防策

COVID-19の院内感染クラスターの発生増加を踏まえ、2020年4月5日現在で、これまでに確認された院内感染クラスターの発端者を発症日に基づいて推定すると患者が70%、医療関係者が30%であった。医療関係者が新型コロナウイルスに感染する類型としては、「①COVID-19と診断または疑われている患者を診察して感染」、「②COVID-19と診断または疑われていない患者から感染」、「③市中や医療従事者間での感染」、に分類される。医療関係者は感染者に曝露する機会が多だけでなく、いったん感染すると自身が院内感染の原因となりうることを考慮すると、医療関係者は①～③どの場面においても、それぞれの類型に応じた十分な感染防止策を講じる必要がある。なお、変異ウイルスへの感染予防策は、原則従来のウイルスと同様である。

「①COVID-19と診断または疑われている患者を診察して感染」することを防ぐためには、「2 医療機関におけるCOVID-19の疑いがある人やCOVID-19患者の診察時の感染予防策」（後述）を徹底することが重要である。

「②COVID-19と診断または疑われていない患者から感染」することを防ぐためには、COVID19の疑いに関わらず、原則として以下は常に行うべきである。

- ・ 外来患者の待合室では、発熱や呼吸器症状を訴える患者とその他の患者、または発熱や呼吸器症状を訴える患者同士が、一定の距離を保てるように配慮する。呼吸器症状を呈する患者にはサージカルマスクを着用させる。
- ・ 医療従事者は、標準予防策を遵守する。つまり、呼吸器症状のある患者の診察時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守する。COVID-19が流行している地域では、呼吸器症状の有無に関わらず患者診察時にサージカルマスクを着用することを考慮する。サージカルマスクや手袋などを外す際には、それらにより環境を汚染しないよう留意しながら外し、所定の場所に破棄する（脱衣場所のゾーニング等で対応する）。さらに手指衛生を遵守し、手指衛生の前に目や顔を触らないように注意する。
- ・ 風邪の症状や発熱のある患者や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある患者は迅速に隔離し、状況に応じてPCR検査の実施を考慮する。
- ・ 積極的にはCOVID-19を疑わないものの、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など、上気道炎やウイルス感染症を疑う症状を呈した入院患者についての症状でのコホーティングは、真の感染者と非感染者が混在する可能性があることから推奨しない。
- ・ これらの症状のある患者について、病室外への移動は医学的に必要な場合に限定する。

診療用放射線の安全利用のための指針（例示）

—病院・診療所（医科・歯科）共通—

【編注1】これは、あくまでも策定例です。各医療機関の実情に合う形で必要事項を盛り込んで策定ください。

【編注2】下線部及び網掛け部分は、該当する医療機関のみ記載いただく例示です。

第1章 診療用放射線の安全利用に関する基本的考え方

（指針の目的）

第1条 本指針は、「医療法施行規則」に基づき、当院における診療用放射線に係る安全管理体制に関する事項について定め、診療用放射線の安全で有効な利用の確保を目的とする。

（適用範囲）

第2条 本指針は、当院における診療用放射線の利用に関わる業務に適用する。診療用放射線の安全管理の対象にはX線単純撮影、X線透視検査等も含む。また、放射線診療を目的として他の医院等に患者を紹介する行為及びこれに付随する行為も適用範囲に含む。ただし、外部放射線治療、密封小線源治療、放射性同位元素内用療法は含まれない。

【編注】下線部は、これらを実施している場合にのみ記載します。

2 放射線診療に携わる者は、この指針の定めるところに従い、診療用放射線に係る安全の確保に努めるほか、「医療放射線安全管理責任者」の指示を遵守する。

3 院長は、「医療放射線安全管理責任者」が本指針に基づいて行う意見具申を尊重する。

【編注】院長が「医療放射線安全管理責任者」を兼ねる場合は、下線部は不要です。

（用語の定義）

第3条 本指針において用いる用語の定義は下記のほか、法令等の定めるところによる。

用語	定義
放射線診療	放射線の人体への照射又は放射性同位元素の人体への投与を伴う診療をいう。
【編注】	下記のうち、該当するもののみ記載します。該当するものがなければ項目そのものを記載しません。
管理・記録対象医療機器等	次に掲げる医療機器等をいう。 ア 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置 イ 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置 ウ 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置 エ 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置 オ X線CT組合せ型循環器用X線診断装置 カ 全身用X線CT診断装置 キ X線CT組合せ型ポジトロンCT装置 ク X線CT組合せ型SPECT装置 ケ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 コ 診療用放射性同位元素